

## 《家庭養育優先原則の徹底の3本柱②》

### 6. パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取り組み

実家庭で養育ができない子どもや、家庭復帰に努力をしても実家庭に戻ることが困難な代替養育を受けている子どもの場合は、「家庭養育優先原則」に基づき、特別養子縁組等による永続的解決（パーマネンシー保障）を有力、有効な選択肢として考える必要があります。

「新しい社会的養育ビジョン」では、概ね5年以内に、現状の約2倍である年間1,000人以上の特別養子縁組成立を目指すことが示されました。

また、令和元年6月に民法の改正が行われ、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を15歳に引き上げる措置が講じられました。

県においても、前項目5の里親等への委託の推進と併せた2つ目の柱として、特別養子縁組等の推進に向けた計画を策定するものです。

#### 【基本的考え方】

- 前項目5の里親等委託を推進する体制の構築と併せて、家庭復帰が極めて困難な子どもについては、パーマネンシー保障（永続的で安定した家庭での養育を保障）として、特別養子縁組等を推進し、養子縁組支援のための体制構築に取り組んでいきます。
- 特別養子縁組制度の対象が原則6歳未満から15歳未満に引き上げる民法改正があり、法施行後の年長児の特別養子縁組についても、適切に対応していきます。

#### 【現状】

- 県内の特別養子縁組の成立状況は表17のとおりで、5年間の平均は3人となっています。

<表17> 県内の特別養子縁組の成立状況 (単位 人)

年 度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平 均
成立件数	2	3	2	5	3	3

※児童相談所が里親委託し成立した件数

- 登録里親数の57.0%にあたる53世帯が養子縁組里親として登録されています。
- 県内で活動している民間あっせん機関は現在ありません。

- 養子縁組里親についても、子どもの委託中は、児童相談所を中心に「里親養育支援委員会」で里親支援を実施しています。
- 本県の現状としては、乳児院に入所措置を行った上で、乳児院によるマッチング支援を活用し、特別養子縁組成立に向けた里親委託を実施することがほとんどです。

**【課題】**

- 特別養子縁組については、子どもの権利を最優先とし、必要と考えられる場合には児童相談所で適切に対応していますが、制度上、実親の同意が得られない場合には特別養子縁組を行うことが難しい状況です。
- 養子縁組成立後の子どもは社会的養護には含まれません。また、養子縁組成立後は関係機関の支援が無くなり、里親会も退会することが多いですが、子どもへの真実告知、里親との愛着形成、実親探しなど、その後に起きてくる課題について、養子縁組成立後においても、引き続き養育の相談ができる仕組み作りも必要です。
- 養子縁組が成立すると、里親登録についても終了してしまう里親が多いのが実態です。長期的には、二人目の養子縁組や養育里親としての委託もニーズがあるため、里親登録の継続が課題です。

**【取組】**

- 「新しい社会的養育ビジョン」に準じて、概ね5年以内に現状の約2倍である年間6人以上の特別養子縁組成立を目指します。

**【山形県における特別養子縁組成立件数の目標】**

指標	現況	目標
特別養子縁組成立人数	3人	6人（令和6年度）

※現況は、5年間（H26～H30）の平均

- 令和元年6月の民法改正と併せ、家事事件手続法及び児童福祉法も改正され、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続に参加することができる制度の新設などの措置が講じられました。児童相談所では、新制度に基づき、子どもの最善の利益に沿った、実親の同意形成に取り組んでいきます。
- アンケート調査等により、里親の意向を踏まえながら、養子縁組成立後の支援体制の整備に取り組んでいきます。
- 養子縁組成立後も里親登録を継続してもらえるよう、里親研修等に取り組んでいきます。